

令和2年第6回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第159号	令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算 (第5号)	可決 (全員一致)	11月25日
議案第161号	宝塚市立子ども発達支援センター条例の 一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第162号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第165号	財産(宝塚市GIGA用タブレット機器) の取得について	可決 (全員一致)	
請願第16号	福祉職場におけるコロナ感染症対策を求 める請願	不採択 (賛成少数)	
請願第17号	国の責任による「少人数学級」の実現を求 める意見書の提出を求める請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和2年11月25日（議案審査）

- ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

② 令和2年12月15日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第159号 令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算(第5号)

議案の概要

補正後の令和2年度宝塚市病院事業会計予算

収益的収入及び支出

病院事業収益の予定額 127億8,074万6千円(2億781万9千円増額)

病院事業費用の予定額 135億8,173万4千円(1,243万9千円増額)

資本的収入及び支出

資本的収入の予定額 12億8,162万4千円(4,074万4千円増額)

資本的支出の予定額 20億1,269万8千円(4,778万3千円増額)

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 新型コロナウイルス感染が拡大している中、市立病院において、現在のPCR検査や病床の現状は。

答1 PCRの行政検査件数も伸びてきており、多い日には25件を超える。春先や夏場は単独受診が多かったが、今は家族単位の受診になっている。11月に入り発熱外来受診は15人を超える日もあり、感染疑い患者は帰国者・接触者外来でPCR検査を行う。昨日(11月24日)、帰国者・接触者外来ではPCR検査が24件、発熱外来では13人受診、うち1人がPCR検査になった。今朝(11月25日)の入院患者は中等症患者が1人、軽症患者が4人という状況である。

問2 今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症の影響によるものだが、今後の市立病院経営の見通しは。

答2 1日平均患者数は8月に入り320人まで戻った。昨年並みの340人まで戻すことは厳しいが、320人は維持したい。また、1人当たりの入院単価は、昨年度5万4千円弱だが、本年度10月までの平均で約5万7千円を超え、10月単月では6万1千円を超える。入院期間短縮に取り組むことで単価が上がり、患者数減は単価増で補いたい。総額的には昨年度より収益は落ちると思われる。赤字額をできるだけ少なくし、経営改善できるところは改善していきたい。

問3 前は2億円、今回1.7億円を市から繰り入れることになるが、赤字額の想定は。

答3 経常損益は約8.7億円程度の赤字額を想定している。市から計3.7億円を繰り入れ、5億円程度の赤字で抑えたいと思っている。

問4 赤字額が想定内で収まらなかった場合、今後、市の一般会計からの補助で対応することを考えているのか。

答4 新型コロナウイルス感染症の影響で全国の医療機関が減収となっており、それを補填するため国が特別減収対策企業債の制度利用を認めた。市の支援以外の資金不足分については特別減収対策企業債を発行し補填するが、できるだけ収益を上げ、発行額を少なくしたいと考えている。

問5 企業債は借金ということになるが、全国的な災害とも言える状況の中、支払い免除になるケースはあるのか。震災なども含め、過去の事例は。

また、国に対して支援制度の要望をしているとのことだが、手応えは。

答5 知る範囲内では、前例はない。各自治体の財政状況にもよるが、一般会計からの補填等で償還額を圧縮していくことになると思われる。

医療機関減収に対する補助金というところまではいかないが、交付金を病院事業減収への補助に充てることに国も理解は示している。新型コロナウイルス感染症の影響による赤字分を別枠で補填する制度の実現を、国へ要望していく思いはある。

問6 今後、仮に特別減収対策企業債を発行した場合、資金不足比率に与える影響は。資金不足比率が一線を超えると許可制になってくると聞かすが、可能性は。

答6 現在の試算では、特別減収対策企業債を6.8億円発行した場合、資金不足比率は地方財政法では約24%、財政健全化法では約17.6%となる。地方財政法での健全化の基準である10%を超えるので起債は許可制になり、来年度には正式に資金不足解消計画を県に提出することになる見込みである。

問7 今回、マイナンバーカードを利用した健康保険被保険者証をオンラインで資格確認する仕組みを整備する事業費が含まれているが、医療機関にとってどんな効果があるのか。

答7 保険資格情報を確認できることで、診療報酬明細書(レセプト)の返戻が減ることが一番のメリットである。患者にとっては被保険者証確認のための待ち時間が短くなることは予想されるが、当面はマイナンバーカードを持つ人と被保険者証の人が併存するので、すぐに時間短縮になるとは考えていない。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第161号 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

子ども発達支援センターにおいて、市民ニーズ及び現状に合致した、よりよい療育を目指し、児童発達支援事業を実施することを目的として、来年度から、福祉型児童発達支援センターのやまびこ学園、医療型児童発達支援センターのすみれ園、児童発達支援事業のあそびっこ広場の3通園事業を再編し、福祉型児童発達支援センターとして一本化するとともに、併設の診療所事業を単独事業とするため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 やまびこ学園への入園を一番に希望されながら入れず、私立幼稚園や民間の児童発達支援事業所に通われていた方が、これから入れるようになるということか。

答1 やまびこ学園は、週5日登園する中で保育の部分と療育の部分を合わせて取り組んでいる。今回の改正により、これまで入園していただけなかったお子さんを、できる限り受け入れられる体制を取っていきたい。

問2 総合的に入園する人数を増やすならば、施設の整備や職員の補充が必要なのではないか。

答2 子ども1人当たりで遊戯室の広さなど施設の規模が決められており、1日の利用定員によって1日の利用単価も決まるため、現在のニーズに添えていける施設とした。今後、利用定員を増やす必要がある場合には、施設整備、職員配置も含めて検討していく。

問3 すみれ園の在籍人数が減り集団的な適応訓練が困難な状況とのことだが、個別の療育や訓練もある。これからの展望は。

答3 現在の医療型は時間割制で時間内に訓練を行う体制になっているが、福祉型になることで、生活面の指導などを個別に対応できるようになると思っている。ほかの子どもたちと触れ合うことで刺激を受け、自発性や意欲を育てていければと考えている。

問4 医療型から福祉型に変わることについて、保護者や団体の方へしっかり説明し、意見を伺うということはされているのか。その上で十分理解していただき、前向きに受け止めてもらえているのか。

答 4 保護者の方や社会福祉審議会の小委員会等に、それぞれ 2 回程度説明させていただいた。御意見として、療育時間が増えることによる担当の問題や、ほかの子どもさんと交流することはよいことだが危険がないようにしてほしい等をいただいたので、そのあたりは十分検討し配慮していきたいと考えている。また、最初は医療型がなくなる、福祉型に変わるということに対する不安感を持たれていたが、保育の充実を目指すことなどを細かく説明させていただく中で、理解や期待に変わったものと思っている。

問 5 障がいのある子どもたちについて、早いうちに対応や治療を行うことによって、その後の可能性が随分違うと聞いたことがある。保護者の認識、知識も非常に重要だが、来園者は、どこで聞いて相談に来られることが多いのか。

答 5 子ども発達支援センター在宅相談室で、月 1 回子ども発達総合相談を実施しており、医師や訓練士が相談を受けている。また、健康センターで実施している 1 歳 6 か月児健診や 3 歳児健診、そのほか直接電話などで相談いただく場合や、病院から紹介いただく場合などがある。

問 6 すみれ園利用者が減ってきているが、すみれ園そのものの必要性がなくなっているのか、それともすみれ園に行きたいけれども行けないという理由なのか。

答 6 保護者の選択肢が増えることにより、利用者が減っていると考えている。ただし、医療の発達により脳性麻痺の方は減ってきているが、超未熟児で生まれ医療的なケアを必要とする方は増えている傾向である。こうした施設は収支が合うものではないため、完全に民間に依頼できる状況ではない。利用者が減っても、公立でしていく必要はあると考えている。

問 7 医療型から福祉型に変わることで利用料金が統一になり、この影響を受ける人には激変緩和措置を取るということだが、この助成は今後すみれクラスに入所してくる子どもたちにも続いていくのか。

答 7 令和 2 年度に在籍しているお子さんに対して、令和 3 年度のみの実施と考えている。

問 8 医療型の 1 日の利用料金が 374 円から 1,069 円に変わることが、これから入所しようとする人のハードルになるということはないのか。

答 8 幼児教育・保育の無償化により、3 歳児以上は通所支援に係る費用がかからない。また、障がい児利用者負担についても所得に応じて上限が定められており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料、市民税所得割が 28 万円未満、収入がおおむね 890 万円以下の世帯は、すみれ園のほか様々なサービスを使われても、上限 4,600 円までの支払いとなっている。

問 9 医療型児童発達支援センターに必要であった診療所だが、すみれ園が医療型から福祉型になることで、単独の事業としてやっていけるのか。

答 9 訓練と合わせた療育ということでこれからも診療所は必要であり、また、現在のすみれ園在籍の児童だけでなく、就学後 18 歳までの卒園児や、市内の肢体不自由児の子どもさんも受診されているので、外来診療の需要もある。

問 10 診療所事業は拡充するということだが、市の財政に与える影響は。

答 10 休園日以外も開設することで診療日数は増えるが、子ども発達支援センター全体として事業を再編しているため、全体予算規模はほぼ同じと考えている。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

令和 2 年第 6 回（1 2 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 1 6 2 号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

従前から、外科医師による診療を行っていた乳がん治療について、本年 4 月に乳腺専門医を新たに配置したことに伴い、更なる患者獲得に向け、市立病院における乳がん治療の取組を積極的に周知していくことを目的として、新たに乳腺外科を標榜するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 乳腺専門医の資格を持つ外科医が常勤で 2 名体制となったということだが、乳腺外科を標榜してその体制で回っていくのか。

答 1 昨年までは乳がん手術は少なく、月一、二件、乳がんの市内受診率も非常に少なかった。逆に言えば伸び代があるので、当面は医師 2 名体制で手術件数も少しずつ増やしていく。兵庫医科大学の乳腺学教室と連携しており、患者数が増えれば若い専攻医等も派遣いただき、乳腺外科の様々な分野を開拓していきたい。

問 2 もし医師が退職するようなことがあれば、診療体制は維持、継続できるのか。

問 2 連携している兵庫医科大学の乳腺学教室は女性医師中心で、まだ専門医の資格取得まではいかないが医師は多い。長期的に見ながら年間契約で派遣いただき、医師の退職等があれば補充をお願いする。

問 3 乳腺外科を標榜することで、専門医が市立病院で勤務しやすい環境になるのか。

答 3 乳腺外科を組織的に確立させることにより、ホームページでの PR や市民公開講座など様々取り組むことで、若い医者にとっても魅力的な病院になるということも今回新たに乳腺外科を標榜する一つの目的である。

問 4 乳がん手術特有の乳房温存や再建、カウンセリングなどはどうしていくのか。

答 4 乳腺外科を発展させる上で足りなかった放射線治療も 2 年前からできるようになり、乳腺専門医も 2 名体制になった。乳がん認定看護師もおり、患者を支援し役割を果たしていける。乳がん切除後の再建についても、形成外科と連携できる。人的な資源は配置されているので、機能を十分発揮し進んでいきたい。

自由討議 なし

討 論 なし

審查結果	可決（全員一致）
------	----------

令和2年第6回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第165号 財産（宝塚市GIGA用タブレット機器）の取得について

議案の概要

国が提唱するGIGAスクール構想を実現するため、教職員用のGIGA用タブレット機器 540 台その他附属品一式を購入しようとするもの。

取得金額 3,432 万円

相手方 S k y 株式会社

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 教職員への研修について、ICT支援員の人数、各学校への訪問回数及び時間、研修の内容は。

答1 細かい調整はこれからだが、支援員は2名で各校1回ずつ、1時間程度の研修で、内容は機器の操作を説明した上で、実際の授業での活用事例を考えている。

問2 GIGAスクール用のタブレット機器が、児童生徒の手元に来るのはいつ頃の予定か。

答2 新しく年度が替わり学級が決まってから、その名簿に基づいてIDとパスワードの設定を行う。4月以降できるだけ早い時期に、使い方の説明書とともに配付する予定にしている。

問3 保護者あるいは子どもたち向けの通信や、お知らせを出す予定は。

答3 こんな学習ができるという期待感を持ってもらうためにも、何らかの方法でお知らせしたい。

問4 通信環境のない家庭への対応は。

答4 学校でタブレットに宿題の内容をインストールすれば、家庭に通信環境がなくても宿題ができるという環境が整う。また、教育委員会のほうで貸出しできるWi-Fiも用意することとしている。

問5 不登校の子どもたちに対しての利用は検討しているのか。

答5 学校の先生とオンラインでつながるといった活用もできると考えている。

問6 災害や感染症等に伴う臨時休業下でのオンライン活用とあるが、オンラインで授業を行うという意味か。

答6 まずは担任の先生、友だちとつながることができるということを確保した上で、

授業としてカウントできるような内容ができるのか、各クラス一斉に授業をしたときに通信がどれだけ混みあうかなどの問題について、段階的に考えていきたい。

問7 タブレットの充電環境は。

答7 学校には学年に1つずつ保管庫を設置して順に充電していくが、附属の充電器もあるので、各家庭でも充電していただく。

問8 タブレットに学校のお便りなどを配信して、家庭に持ち帰って状況を確認してもらうというようなルーチンなどは考えているか。

答8 教職員の業務改善、保護者への負担を少なくするという意味で、検討の余地があると考えている。

問9 タブレットの故障や破損があった場合、いつどこで壊れたのかを、学校と家庭でチェックする形が望ましいと思うが。

答9 学校でも情報セキュリティの学習を行うが、家庭でも保護者に補完していただきたいと考えているので、委員の言われるような形にしていきたい。

問10 今までは欠席連絡を誰かに頼まなければならなかったが、タブレットに入力するだけで済むという自治体も出てきている。子どもを産み育てていく市の選別が情報格差で行われる時代が来るかもしれないが、デジタル化に関して、市としてどう取り組んでいくのか。

答10 市では、情報化推進本部という会議体をつくり、その中の推進委員会等の部会で具体的な検討をしている。教育関係は情報政策課で全てを扱うのは難しいため、システムの技術面に関して相談や提案という形で関与している。

問11 タブレットやスマートフォンでのサービスが当たり前になってきている。教育でも行政でも、そういった技術を持っている人を雇用して、業務の中核に据える取組が必要不可欠ではないか。

答11 採用した市職員の中には、委員が指摘されるような経歴を持つ人もいる。その技術を役立てられるような配置や、これからの採用なども検討していきたい。

問12 今回購入するタブレット機器は教室に固定するということだが、教員に1人1台あるパソコンと合わせて一緒に使っていく、つながっているというイメージなのか。

答12 校務用のパソコンは職員室で教職員の机に固定しており、校務支援システム、成績管理のようなものにつながっている。セキュリティの関係上、教室のタブレットと校務用パソコンは別のネットワークになっている。

問 1 3 教室のタブレットには、どうやって先生方の作った予習復習の教材などを入れるのか。

答 1 3 各学校の職員室に専用端末が 1 台あり、これがタブレットのネットワークに接続できるようになっている。

問 1 4 職員室の専用端末が 1 台では無理があるのではないか。各学年で使い方が固定され、先生が独自に何かを作るといような自由度はないということなのか。

答 1 4 授業を組み立てるのは教師であり、使い方を限定することは考えていない。ただ、財政的なこともあるため、今あるパソコンをうまくシェアしながら活用していただきたいと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第16号 福祉職場におけるコロナ感染症対策を求める請願

<請願の趣旨>

今般の新型コロナ禍は様々な問題を浮き上がらせた。2月の政府の突然の「要請」で3月から小～高校までの全面休校で、全国の子ども・生徒・障害児が3か月余りの自宅待機を余儀なくされた。そのような中で、学童保育・保育所は朝からの開所、介護・障害福祉、保育・学童保育事業は新型コロナ対策の実施と継続した事業の推進が求められた。

子どもの成長・発達への様々な悪影響、高齢者・障害者も急な生活の変更を強いられた。同時に、それらを支援する福祉労働者も新型コロナ対策を行い、その責務を果たすことが求められてきた。

緊急事態宣言が解除されたが、全国各地で新型ウイルス感染者が増えている。兵庫県でも介護施設、保育所・学童保育所、障害福祉施設や学校等の関係者に感染が確認されている。これら社会事業にかかわる現場は「三密」を避けられない。

国に対して次の事項について、意見書を上げて頂くよう請願するもの。

<請願の項目>

- 1 介護施設、保育所・学童保育所、障害福祉施設等に関わる職員に、直ちにPCR検査が実施出来るよう検査体制を抜本的に拡充し、感染が疑われる人はもちろん、希望する人にも公費でPCR検査が受けられるようにすること。
- 2 介護・福祉、保育・学童保育事業は「三密」が避けられない。安心し、ゆとりをもって事業ができるよう、それぞれの設置(運営)基準を改善すること。
- 3 国として保育・学童保育関係者も含め福祉職員に対し、一時金を支給すること。

<質疑の概要>

問1 介護施設、保育所、学童保育所、障害福祉施設等に関わる職員はいわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれ、子どもたちやもともとリスクが高い人たちに接する職場におられる。PCR検査の現状は。

答1 (市当局) 県からの通知では、障害福祉施設を含め高齢者福祉施設等で陽性者が発生した場合は、濃厚接触者かどうかにかかわらず、広くPCR検査を行うことになっている。昨日(11月24日)、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され示された直近の対処方針では、施設内で陽性者が発生しなくても、職員や利用者含め、発熱等の症状があれば広くPCR検査を行うということである。

問2 請願項目1に、「希望する人にも公費でPCR検査が受けられるようにすること」とあるが、希望する人とは、どの範囲の人を想定しているか。

答2 (紹介議員A) 介護施設、保育所や学童保育、障害福祉施設等、リスクが高いと思われる、3密が避けられない状況の中、健康上弱い人たちと関わる責任のある立場の職員で、例えば家族が発熱しているなど感染が疑われる人はもちろん、検査をすれば安心というレベルではなく、自ら感染の可能性があると思う人を想定していると思われる。PCR検査のハードルが高かったので、安心して仕事が全うできるようにという意図で、希望する人というののもかなり限定されると思う。

問3 PCR検査で陰性だったものが後で陽性になる事例もあり、検査のタイミングもある。PCR検査は単発で1回とかではなく、ある程度定期的に受けられるようにしてほしいという考えはあるか。

答3 (紹介議員A) 検査を受けるタイミング等、限界はある。客観的に感染が疑われるだけではなく、本人の不安や心当たりを解消するようにということで、回数や期間などの量的な問題を正確に答えることは難しい。

問4 請願項目2で、「安心し、ゆとりをもって事業ができるよう、それぞれの設置(運営)基準を改善する」とあるが、具体的にはどう変えるのか。

答4 (紹介議員A) 現在の施設面積基準で言えば、保育現場では2歳以上は子ども1人当たり1.98平方メートルで、これは戦後70年以上も改善されてない基準である。本来なら独立した保健室のスペースも必要だが設置が難しい。ある専門家の意見では、本来3.3平方メートルぐらいは必要ということである。

問5 請願項目3では、一時金が保育関係者に入れば人材が確保できるという考えか。

答5 (紹介議員A) 一時金があれば人材確保できるという問題ではない。医療従事者や福祉施設従事者に対してはかなり社会的な理解や緊急性もあり一時金が支給されているが、保育所や学童保育の職員には一切出していない。

問6 請願項目3で「国として保育・学童保育関係者も含め福祉職員に対し、一時金を支給する」とあるが、一時金の支給に関して事務作業の部分の管轄はどこか。

答6 (市当局) 現在、国の補正予算で、医療従事者や社会福祉施設従事者に対し慰労金として、陽性者が発生した施設で対応した職員には20万円、感染対策を実施した施設職員には5万円という形で、3月1日から6月30日までの間に10日以上従事した場合に各都道府県において一時金の支給事務がされている。

問7 保育、学童関係者には一切、一時金は支給されていないのか。

答7 (市当局) 保育所等の児童福祉施設は、利用者が高齢者等に比べて重症化リスクが低いという理由で、国は慰労金の支給対象とはしていない。しかし、陽性者が発生した施設従事者には令和2年3月1日から6月30日の間に10日以上勤務し利

用者と接した場合、県が独自で慰労金の制度を設けていた。

問 8 県の本部会議で示された広くPCR検査を行っていくという新しい動きについて、国の方向性に対する見解は。

答 8 (紹介議員A) 現場のニーズを国が拾い上げて制度化するまでにはタイムラグがある。感染に対する不安やリスクを下げたいという現場の声を、できるだけ地方議会の議員として国に上げていくことに理解いただきたい。

問 9 市が作成した保育施設における新型コロナウイルスの感染症対策マニュアルに対して、よかったという声もあるが、それを守るために要望したいことは。

答 9 (紹介議員B) マニュアルでは例えば食事の際に2メートルの間隔を空けるなどあるが、地域児童育成会では子ども全員がいる状況ではなかなかできないので、医療関係者など自宅待機ができない職種の方の子どもに限定するなどした。その都度現場を見てマニュアルを変えてほしい。

問 10 3つの請願項目を基に国に意見書を出してほしいという請願だが、より具体的な請願項目と意見書の内容が必要と思う。先ほどの話のように設置基準を1人当たり3.3平方メートルにするなら、財源等を考えると全国一斉にその基準に変えれば大変なことになる。請願の趣旨は分かるが、具体的な項目がないと判断しかねる。例えば請願項目3の一時金の基準はどう考えているか。

答 10 (紹介議員A) この請願では、対象者は介護施設、保育所・学童保育所、障害福祉施設等に関わる職員で、国が対象にしていない、保育・学童保育関係者も含めというところに重点があると思われる。金額も、具体的に幾らと求めているものではなく、新たに制度化するという願意なので、細かな基準や金額等を請願者がまとめて要望する性格のものではない。

問 11 介護、福祉、保育、学童保育事業は業務上3密が避けられないというのは共通理解だと思う。以前から保育の施設基準は見直しが必要と考えているが、現実的にすぐには無理と思われるので、それで請願項目1につながる。事前にクラスターを防ぐには、面的検査が必要。それ以外に、何か考えられることはあるか。

答 11 (紹介議員A) 今のところはPCR検査しかないと思う。検査能力の問題など様々あるが、ある程度の段階までは来ている。本来は必要なときに何度でも検査できるのが理想だが、一定のキャパシティの中での優先順位で今の基準がある。経済を回す、社会を支えるのに必要な事業所を機能させるため請願が出ており、できる限りの安心、安全につなげるための最初の関門がPCR検査だと考える。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 コロナ禍で福祉職場の大変な状況はよく理解しており、できることはしていきたい。その状況の中、疑いがあればPCR検査を受けられる体制をすぐつくらないといけないので、国に意見書を出す余裕はないと考える。その意味では、請願項目はそれぞれ重要と思うが、何をどうするか、それは市でできるのか、県か国かというのがよく分からない。PCR検査であれば国よりは、県、そして市だと思う。それも含めて、趣旨採択であれば賛成だが、賛否を問われるのであれば賛成しかねる。現場で大変な思いをされているのは分かっているので協力していきたいと思うが、賛否を採るのであれば、残念だが不採択と考える。

(賛成討論)

討論2 国がコロナウイルス感染症対策につき社会をしっかりと動かすため、福祉現場からの声を受け止め、少しでもPCR検査を受けられる体制を広げること、3密を避け安心して、ゆとりを持って事業ができるような基準の見直しの方向へ動いていくことが大事。今すぐ基準をここまで、金額を幾らということではなく、エッセンシャルワーカー全体に対し、せめて一時金というような形で感謝し、緊張感を持って命を預かる現場で働いている人たちの声を受け止め、改善の方向へと国を動かしていくため、この請願に賛成する。

(反対討論)

討論3 新型コロナウイルス対策においては、財政負担そのものが大きな課題と考える。国には持続可能な財政に重きを置いて制度を実現していただきたいと感じている。そのような観点から、本請願には反対する。

(賛成討論)

討論4 地方議会から声を上げることは非常に大事。介護や保育、学童保育は止められない。従事者の話を実際に聞いたが、最初の頃は本当に全員が命がけで、学校も休みで外に出られない、社会が、経済が止まろうかというときも働いていた。出歩いている人を見るだけでピリピリするというぐらい張り詰めた緊張感の中で仕事をしていた。それをどう支援をしていくかは、第一義的には国の責任で考えるべき。クラスターを発生させない、地域に感染を広げないため、可能性のある職場で積極的なPCR検査を行うことは絶対必要だと思う。国にお金がないと言うが市はもっとお金がない。お金がないから何人か死んでもやらないというわけにはいかない。お金をどこにどう使うかが今問われている。しっかり国の責任で実施することも申し添え賛成する。

(反対討論)

討論5 コロナ禍で働く福祉職員の不安な状態や、日々何らかの対策をしないといけないということは非常に分かるし、その趣旨なら本当に賛同したいところもある。しかし、請願の項目、希望する人というところも範囲が不明瞭であるとか、不安を本当に解消するという面においても難しい部分がある。やはり至急対策しなければいけないところに対し、国への要望ではなく市として何かできることを考えていくほうがよいと思う。保育スペースの面なども不明瞭であるため、今回は反対する。

(賛成討論)

討論6 緊急事態宣言中も開けなければならなかった職場が、医療現場、保育、学童保育、障害者施設である。その中でも慰労金が支給されたのが医療現場で、県独自では保育現場も対象にしたという話もあったが全部ではない。学童保育には出していない。子どもの感染リスクはそれほどないとはいえ、実際、学童保育で感染が出ている。それも含め、やはり請願項目は国に上げていかないといけないという立場で賛成とする。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成4人、反対4人 可否同数のため委員長採決）

令和2年第6回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第17号 国の責任による「少人数学級」の実現を求める意見書の提出を求める
請願

<請願の趣旨>

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校後の学校再開にあたって、「3密」を避けるため、クラスの2分の1程度の授業が出来る分散登校や時差登校が行われた。

20人程度で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強がよく分かった」「手を上げやすかった」などの声が聞こえ、教職員からは「ゆとりを持って子どもたち一人一人と丁寧に関わることができた」、保護者からは「感染から子どもを守るには20人くらいがよい」などの少人数学級を望む声があがった。

しかし、現行の基準では「社会的距離」は保てず、新型コロナウイルスへの感染リスクが高まる。

同時に、教職員も感染防止対策をしながら授業時間の確保に追われている学校現場の状況もあり、教職員の増員が必要である。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の長が文部科学省に「少人数学級の実施」を要請するとともに、全国連合小学校校長会の会長が「20人から30人学級を」と表明した。さらに、政府の経済財政諮問会議の「骨太方針2020」にも少人数による指導の検討が盛り込まれるなど、コロナ禍での子どものケアと学び、授業中の身体的距離の確保、その両方から少人数学級は焦眉の課題となっている。

教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押し付けること無く、国が責任を持って少人数学級の前進とそれに伴い教職員の増員を行うことがきわめて重要であるため、下記の項目を請願する。

<請願の項目>

- 1 国の責任による、「少人数学級」の実現を求める意見書の提出を求める。

<質疑の概要>

問1 市内の小・中学校で、20人から30人のクラスを編成すると教室は足りるのか。

答1 (市当局) 既に30人以下のクラスになっている学校は小学校で4校、中学校で1校ある。その他の学校で30人学級をシミュレーションした場合、小学校で62クラス、中学校で43クラス増えることになり、新学習システムの教室などを転用しても、小学校で6校、中学校で2校、教室が足りない。

問2 1学級20人という言葉が何度か出てくるが、その人数にこだわるのか、人数を特定せずに少人数学級を、と望まれるのか。

答2 (紹介議員A) 少人数学級に向けての前進を図ることが本請願の趣旨であり、20人、30人という人数にはこだわらない。

自由討議

委員A 20人という言葉が何度も出てくるので、そこにこだわっておられるのかと思ったが、請願の項目は少人数学級とある。紹介議員も人数にはこだわっていないと言われるので、そのあたりを調整したい。

委員B 20人という数字は、40人学級の半分での登校がよかったという実際にあった例を紹介されたもの。その人数にできるのかできないのか、できなければ反対というのではなく、前向きに考えていく方向で、皆でまとめることができればと思う。

委員C 臨時国会の代表質問で、教員を増員しなくても少人数学級は可能というような話も出ている。先ほどの30人学級のシミュレーションについて、教員についてはどうなのかも確認したい。

質疑

問3 30人学級のシミュレーションについて、教員については足りるのか。

答3 (市当局) クラスが増えるため、学級担任については、県に配置を依頼しなければならない。

問4 少人数学級でクラスが増える分、教員も必要になるが、日本全国の教員資格を持った人を有効的に活用し、適正配置を行えば教員の補充ができるのではないか。

答4 (市当局) 現状は、休んだ教員の代わりもなかなか見つからない状況である。人材バンク的に全国でうまく調整がつくようになれば、ありがたいと思う。

問5 学校そのものの器的な問題として、市内の学校は30人学級が実現可能なのか。

答5 (市当局) 子どもの人数が多い学校、少ない学校というアンバランスな状況も起きており、プレハブ校舎で教室を増やすことが教育環境上いいのかという問題など、総合的に考えると現実的には難しいと考えている。

問6 意見書の中に、20人学級、教員の増員という項目は必要か。

答6 (紹介議員A) 少人数学級の実現に向け一歩でも前に進めてほしいというのが大きな趣旨であり、その文言にはこだわらない。意見書は委員の皆さんが合意できる内容にしていただければと思う。

(紹介議員B) 教員を増やさずに少人数学級ができる現場があるのかどうかは、分からない。

討論 なし

審查結果 採択（全員一致）

